

会議録
令和5年第2回更別村議会定例会
第3日（令和5年6月8日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
第 2 議会運営委員長報告
第 3 報告第 2号 令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件
第 4 意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件
第 5 意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件
第 6 意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件
第 7 村政に関する一般質問

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田忠司	副議長	7番	高木修一
	1番	太田綱基		2番	安村敏博
	3番	斎藤憲		4番	斎藤要子
	5番	小谷文子		6番	荻原正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	細川徹	農業委員会長	道見克浩
代表監査委員	笠原幸宏	総務課長	末田晃啓
総務課参事	小寺誠	企画政策課長	本内秀明
企画政策課参事	今野雅裕	産業課長	高橋祐二
住民生活課長 会計管理者	小野寺達弥	建設水道課長	石川亮
保健福祉課長	新関保	子育て応援課 課長	酒井智寛
診療所事務長	岡田昌展	教育委員会 教育次長	伊東秀行

学校給食センター所長 小林 浩二

農業委員会
事務局 局長 川上 祐明

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局 局長 佐藤 敬貴
書 記 山角 竹志

書 記 村田 弘治

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議 長 ただいまの出席議員は8名であります。
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、太田さん、7番、高木さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

- 議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。
議会運営委員会に諮問いたしました本定例会の議事運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。
太田議会運営委員長。
○太田議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。
第2回議会定例会の追加提出案件に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ6月8日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。
追加提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、会期に変更はなく、6月9日までの5日間と認められました。
以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本定例会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。
○議 長 委員長の報告が終わりました。
なお、ただいまの委員長の報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 報告第2号

- 議 長 日程第3、報告第2号 令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件を議題といたします。
報告の説明を求めます。
西山村長。
○村 長 皆さん、おはようございます。それでは、報告第2号であります。令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告の件であります。
地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業についてご報告を申し上げるものであります。

なお、高橋産業課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 それでは、令和4年度株式会社さらべつ産業振興公社事業報告について補足説明をさせていただきます。

事業報告書の9ページをお開きいただきたいと思います。まず、カントリーパークの利用状況でございますが、コテージの利用件数は、436件で前年より106件の増、利用人数は2,244名で408名の増。トレーラーハウスにつきましては、296件で47件の増、利用人数は1,046名で150名の増。ミニコテージは、465件で79件の増、利用人数は1,608名で227名の増。テントサイトは、キャンピングカーサイト、個別テントサイト、フリーテントサイトを合わせまして1,567件で217件の減、利用人数は4,651名で913名の減。全体の利用件数は2,764件で15件の増、利用人数は9,549名で128名の減となりました。道の駅のレジカウント数につきましては6万5,010名で前年より5,869名の増、レジを通過しないトイレや自動販売機のみ利用者などを推計した入り込み数は9万7,518名で8,804名の増となりました。どんぐり公園パークゴルフ場の利用状況は、5,100名で2,002名の増となりました。

続きまして、損益計算についてですが、4ページをお開きいただきたいと思います。まず、売上高ですが、道の駅売上高は6,356万1,209円で前年より766万7,880円の増、キャンプ場収入は2,466万4,289円で296万3,907円の増、どんぐり公園収入は115万5,250円で25万7,718円の増、施設管理収入は2,717万3,821円で20万2,551円の増、売上高の総額は1億1,655万4,569円で1,109万2,056円の増となっています。

次に、販売費及び一般管理費ですが、6,208万1,775円で439万702円の減となっています。

(何事か声あり)

○産業課長 すみません。間違えました。ごめんなさい。申し訳ございません。間違えました。

販売管理費及び一般管理費ですが、7,129万8,141円になります。申し訳ございませんでした。

販売管理費の関係ですが、7,129万8,141円で921万6,366円の増となっているところでございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。販売費及び一般管理費の内訳がございまして。特に増減の大きかったものについて説明いたします。従業員給与ですが、2,892万7,246円で168万7,542円の増、正職員の定期昇給及びパート職員の最低賃金アップが主な要因となっております。役員報酬は508万円で220万円の増、常勤の取締役1名の増によるものでございます。従業員賞与は409万2,420円で29万9,620円の増、従業員給与と同じく定期昇給による増加が主な要因です。法定福利費は477万3,154円で45万2,787円の増、社会保険適用加入者数の増に伴う社会保険料の増が主な要因でございまして。修繕費は244万7,803円で81万393円の増、カントリーパークのトラクターの修繕が主なものでございまして。水道光熱費は

946万3,807円で180万5,110円の増、電気料、灯油等燃料費の高騰によるものでございます。備品消耗品費は198万6,703円で48万4,920円の増、消耗品等資材の高騰が主なものでございます。環境衛生費は274万6,082円で40万6,662円の増、衛生消耗品等資材の高騰が主な要因でございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思えます。売上高から売上原価と販売費及び一般管理費を差し引いた営業利益は421万7,433円となり、前年より252万8,590円の減となりました。営業外収益は54万9,832円で、営業外費用を合わせた経常利益は476万7,275円で、税引き後の当期純利益は前年より205万342円減の377万375円のプラスとなりました。部門別では、道の駅部門が前年より9万6,086円減の106万2,037円のプラス、カントリーパーク部門が204万7,843円減の65万9,550円のプラス、どんぐり公園部門は9万3,587円増の204万8,788円のプラスとなっています。

2 ページをお開きいただきたいと思えます。貸借対照表について説明いたします。資産の部ですが、流動資産は6,929万8,385円で374万8,902円の増です。固定資産は、122万341円で24万8,015円の減です。繰延資産はありませんので、資産の部合計は7,051万8,726円で350万887円の増です。

3 ページをお開きいただきたいと思えます。負債の部は、流動負債が667万7,410円で26万9,488円の減です。

純資産の部ですが、6 ページ、株主資本等変動計算書を御覧いただきたいと思えます。株主資本の前期末残高は、資本金が3,260万円、利益準備金が9万7,800円、その他利益剰余金が2,737万3,141円で、合計6,007万941円でしたが、当期純利益が377万375円のプラスとなりましたので、その他利益剰余金の当期末残高が3,114万3,516円となり、株主資本の当期末残高は6,384万1,316円となりました。

すみません。また3 ページへ戻っていただきたいと思えます。負債・純資産の部合計は7,051万8,726円で350万887円の増、自己資本比率は90.5%となりました。

今期は、新型コロナウイルス感染症の影響による施設の閉鎖をすることなく1年を過ごすことができました。これにより、売上げもコロナ前の水準に近づくこととなりましたが、諸物価の高騰により仕入高も増額し、また燃油、電気料金の増などもあり、当期純利益は昨年より減少とはなりましたが、黒字決算ということになりました。本年度につきましては、老朽の著しいカントリーパーク、パークゴルフ場スタート台の改修を行い、環境整備に努めるとともに、利用者のニーズに沿った取組を進め、安定した利用者の獲得につながるよう引き続き健全な事業運営の下、本村の観光振興が図られるよう指導してまいりたいと考えております。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 説明が終わりましたので、これからこの報告に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 この産業振興公社の収支決算、本当に毎年毎年ご苦勞いただいているということで、大変な状況の中で黒字決算しているということは、まず敬意を表したいというふうに思っております。

1点、確認と要望も含めてということでご意見を述べさせていただきますけれども、今回の決算において常務取締役を増員してということで、体制強化を図るということで、これは非常に今後の期待されるべきものかなということで評価したいと思うのですが、決裁権の在り方、いわゆる取締役会である程度運営方針を決めるという形でございますけれども、多分道の駅の担当あるいはカントリーパークの担当という面での非常に幅広い事業の中でということになると、やっぱり代表権を持つ、あるいは執行権を持つという部分の在り方について、少し再考察をこれからしていくべきではないかなというふうに思っておりますけれども、いわゆる決裁権の在り方、それとやっぱり円滑運営の在り方も含めてということで、一考察が必要ではないかなというふうに感じておりますが、その点、村の捉え方というものがありましたらご回答いただきたいというふうに思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 私のほうからお答えさせていただきます。

常務取締役の新任ということで、昨年度からということで勤務していただいております。それまでは代表取締役社長が1名で、道の駅含めカントリーパーク、キャンプ場、そういったもの全てを見て回っていたというところでございます。今までコロナだったので、コロナの情勢下ということで、一人でも回っていたのかなとは思いますが、ただアフターコロナということで経済情勢と人的交流も今後動いてきたということになりますので、そういった意味で常務取締役、代表持つ方について去年1名、新たにきていただいたというところでございます。代表取締役のほうは道の駅を中心に見ていただいていると。常務取締役のほうはカントリーパークのほうを中心に見てもらっているというところでございます。

今後の業務の状況につきまして、まず1年回してみましたので、今後どういう状況がいいのかというのは、その辺含めて、また今後役員会とかで検討はしていかなければいけないというふうに思っております。うまく業務が回って、人の動き、またあと今回いろいろ売上高とかを見ながら、今後はまたその辺体制等につきましては検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 回答ありがとうございます。

この点については、やはりエリアが広いということで、道の駅の担当分を、あるいはカントリーパークの担当の者、やっぱりしっかり明確に示した中で運営する、これは本当に大事なことだと思いますし、いろんな面でやっぱり改善していかなければならない分、設置してからかなりの経過年数もありますので、その点しっかり踏まえて、やっぱり円滑な

運営が図れるような形、ましてや今後アフターコロナということでかなり増員が見込まれるということを考えれば、そこはしっかりと取り計らっていただきたいなというふうに思っています。

私心配しているのは、あくまでも運営について云々くんぬんというだけではなくて、やっぱりせっかく観光の、更別の主たる、どちらかという唯一というか、大切な観光地という形の誘導がありますので、その点、改善すべきは改善すべきという面での対応がやっぱり僕は円滑に図っていただきたいなというふうに切望しているのです。それでないと今まで、私も前回の決算のときにもご指摘させていただきましたけれども、やっぱり改善すべき点多々あるのに、そこがなかなか進まないというジレンマが正直言っております。その点はやっぱり改善していかないと、来られる方ももう一度来てみたいなどとか、更別のカントリーパークっていいよねとかと、そういうふうに思っただけということが最も重要であって、それがリピーターへつながるという分も私は評価的にできるのでないかなというふうに思っていますので、その点くれぐれも決裁権の在り方も含めて十分検討なされて、取締役会なりなんなりで早急に検討され、速やかな改善対策に結びつくような形で今後の運営をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 道の駅、カントリーパーク、パークゴルフ場、そういった貴重な資源を有効に活用していくということと、あと来客していただいた方を2度、3度とリピーターになるように、そういうところをやっていけるように、限られた資源の中、改修とかいろんなことをやっていければとは思っておりますが、また皆様のご意見を踏まえながら、公社等と打合せしながら、そういったところは進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 どんぐり公園のことなのですがけれども、去年、木製遊具が撤去されて、今はその撤去された状態になっていて、ふわふわドームとパークゴルフの利用とということになっているのですがけれども、土地はやはり広大ですし、その分草刈ったりする時間も必要であれば人件費も必要ということで、やはりその場所に関する費用対効果というものを見比べてみると、人手不足のことも考えると、何かもう少しあそこをどういうふうに変えていくかということプラン持っていかなければいけないかなと思うのですがけれども、その辺、今後協議の予定であるとか、今現在このような話でとか、そういったことがあれば補足して説明願えればと思うのですがけれども、いかがでしょうか。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 プラムカントリーの遊具の関係のこととございますが、議員のおっしゃるとおり、昨年木製遊具等を撤去しまして、新たにふわふわドームというふうな形で利活用をしてきているところでございます。おかげさまでふわふわドームのほうも結構ご利用いた

だいているところもございまして、設置した効果も出ているのかなというふうなところでございます。

木製遊具の場所の部分についてなのですけれども、今、現時点においては議員のおっしゃるとおりに芝生というふうな形で芝生の刈り込みという緑地整備というふうな感じでやっているとございまして。

一応作業的には一連のコースの草刈り等もありますので、その一連ということで、作業のほうは面積は増えますけれども、一連の作業でやれるということで、そういった部分では効率もよろしいですし、そういう用具がないことによって細かな草刈りとかという部分がなくて、一面で草刈りができるということで、そういう部分の効率というのはあるのかなとは思いますが。

ただ、費用対効果だとか、そういった部分を考えたときに、あそこに何か設置するだとか、そういう部分については今のところまだ検討とかそういうのには至っていないところでもございまして、当分の間は現状のままの活用というふうなことで考えていって、そういうのが要望、もしくは必要な際にはまた検討等を進めてまいりたいというふうに考えているところでもございます。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、現状ではこのまま少し様子を見てということなのですけれども、更別のせっかくある観光地というか、たくさんの方々々が農村公園はじめ道の駅、カントリーパークと来られたライン上にあるどんぐり公園ですので、これからパークゴルフ人口が減少していくこともありますし、どういった利活用、またその観光としてのアピールが更別村で必要なのかなということを常に検討の材料として進めていただければなと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 今、いただきましたご意見を参考に、今後とも考えてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終了し、報告済みといたします。

◎日程第4 意見書案第1号

○議 長 日程第4、意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択され、2021年1月22日に発効しました。現在92か国が署名し、68か国が批准しています。

条約は、核兵器について非人道的な兵器であり、国連憲章などに反するものであると断罪するとともに、開発、生産、実験や使用、威嚇に至るまで、あらゆる活動を禁止しています。

また、私たち日本国民が熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものであり、この規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが求められています。

ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて核兵器による威嚇を行いました。これは、条約に明確に違反するものであり、原爆被害を体験した日本政府は核兵器の使用を許さず、全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。

日本政府に対して、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めることから、別紙意見書を斎藤要子議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第1号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 意見書案第2号

○議 長 日程第5、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1 番、太田さん。

○1 番太田議員 地方財政の充実・強化に関する意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

今、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたり役割が求められています。

しかし、地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスや多発する大規模災害への対応も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしています。増大する行政需要に十分対応し得るのか、不安が残されています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すよう、次の事項の実現を求めるため、別紙意見書を安村議員、斎藤憲議員、斎藤要子議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 意見書案第3号

○議 長 日程第6、意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

4 番、斎藤要子さん。

○4 番 斎藤要子議員 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提案理由を申し上げます。

内容につきましては別紙を参照いただき、要点のみ申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的に確保するため、教職員の給与の一部を国が負担する制度であり、国の負担率は2006年から3分の1に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において、2分の1へと復元することが重要です。

また、子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数の抜本的な改善による少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消が不可欠です。小学校においては、段階的に35人以下学級が実現することになりましたが、教職員数は減少していることから早急に「30人以下学級」を実現し、実質的な教職員増としていく必要があります。

さらに、文科省が発表した「就学援助実施状況調査」によると、北海道の要保護・準要保護率は、全国で8番目と高く、依然として厳しい状態にあります。奨学金制度の利用や経済的な理由で進学・就学を断念する子どもが増加しており、就学援助制度・奨学金制度・高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

こうしたことから、国において、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率2分の1への復元、教職員の超勤・多忙化解消、「30人以下学級」の実現など、教育予算の確保・拡充、就学保障の充実を図るよう、要請するため、別紙意見書を太田議員、斎藤憲議員、小谷議員、荻原議員、高木議員の賛成を得て提出するものです。

ご賛同賜りますようお願いを申し上げます、提案の理由といたします。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから意見書案第3号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など、教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 村政に関する一般質問

○議長 日程第7、村政に関する一般質問を行います。

順次発言を許します。

3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 では、議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

(仮称)花園団地の分譲予定地について質問申し上げます。

このほど土地購入がなされ、分譲に向け基本設計中の、まだ正式名称決まっておられませんので、(仮称)花園団地は、更別市街地の住宅地不足を解消することが期待されています。同時に、開発の方法によっては、村のイメージ向上や脱炭素の実現にも役立つ可能性を秘めていると考えます。

そこで、以下の3つの施策の可能性について質問いたします。

1、電線地中化、これは市街地の景観向上と災害防止の切り札です。費用の面から容易でないことは承知しておりますが、費用の概算と電力、光ファイバー等の関連事業者の意向について伺います。

その2、脱炭素政策との関連、この団地の住宅について、断熱性能、太陽光パネル及び蓄電池設置の基準を設け、義務づけることを検討してはいかがでしょうか。購入者には、一時的に負担にはなりますが、その後の光熱費が削減されます。さらに、村の、そして全国のゼロカーボン政策を現実に進めることとなります。この種の住宅建設・改修に対する補助を拡充する可能性も併せてお考えを伺います。

その3、景観向上について、更別村景観保全条例が存在していますが、その趣旨を具体化するモデル地区として住宅の形式、屋根、壁、窓枠の色彩、車庫の配置、歩道から玄関までの通路、前庭などについて、具体的な指針、基準を設定すれば統一感のある美しい住宅街を形成できます。このような施策の可能性についてお考えを伺います。

(仮称)花園団地を魅力的なものとするため、以上3点について質問いたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 斎藤憲議員さんの(仮称)花園団地の分譲予定地についてのご質問にお答えをしたいと思います。

令和2年度国勢調査における本村の人口は3,080人でありまして、平成27年の国勢調査から105人、3.3%の減少となっております。平成22年の前々回調査に続いての減少となっておりますことから、危機感を持って移住、定住対策を講じなければならないと考えている次第であります。

こうした中において、現在取り進めている第6期総合計画、並びに、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、移住、定住対策を重要課題として位置づけ、鋭意取り組んでいるところであります。令和2年度の新コムニ団地造成に続き、新たな大型宅地分譲事業に着手することとしたことであります。

ご質問の1点目にあります電線地中化につきましては、議員ご指摘のとおり、電柱倒壊による停電、あるいは通信途絶防止に有効であり、景観上も好ましいものと認識しております。国においても平成28年に無電柱化の推進に関する法律を制定し、無電柱化を推進することとされていることから、これまでの宅地造成の中でも検討してきております。北電の基準では、電柱の設置が可能な場所において電線地中化を行う場合、原則として要請者が費用を負担することとされており、その費用は土木工事と設備工事とを合わせて4億8,000万円と試算しており、非常に高額であることから、分譲価格への転嫁も難しく、国で調査研究が進められている低コスト手法が確立をされなければ、導入は極めて困難であると考えているところであります。

2点目の脱炭素政策と関連した住宅建設等に関する取組についてであります。村としてもゼロカーボン宣言をしており、今年度中に地球温暖化対策実施実行計画（区域施策編）の策定を行うこととしております。ゼロカーボンの実現には、村はもとより事業者や地域住民のご理解とご協力が不可欠なところでありますが、太陽光発電や蓄電池の設置には費用が伴うものであり、今回の分譲地において設置を義務づけることは分譲地購入希望者の負担増となることから厳しいと考えております。一方で、住宅への太陽光発電や省エネ設備の設置に関する助成につきましては、現在でも行っているところでありますが、脱炭素の取組を推進する中で助成制度の拡充についてしっかりと検討してまいりたいと考えております。

続いて、3点目の景観向上のための住宅建築基準についてであります。これまでの分譲地におきましては、建築基準法に基づく基準を参考とするほか、敷地境界から外壁まで距離を2メートル以上とすることなど独自の基準を設置しているところであります。基準内で希望する住宅が建築できるよう配慮した区画設定を行ってきております。本村において持ち家を建築する上で、自由度の高い住宅建築は大きなメリットであると考えております。現在のところ、住宅の形式や色彩等を規制する具体的な基準を設けることは今考えておりません。

以上、お答えいたします。

○議 長 斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、1点目の電線地中化について、北海道電力、正確には配送電会社かと思いますが、そこでは地中化の要請者が費用を負担するという方針であるということになれば、国などの助成制度で非常に補助率が高いものがない現状では、すぐに実現することは困難であるということが分かりました。費用の積算と労を取っていただいたことに御礼申し上げます。

さて、それならば、今現在は無理でも、将来電線地中化事業が可能になったときに備えて、現在できることを準備しておくことは考えられませんか。既存の住宅地で電線地中化事業を行うときに必ず問題になるのは、電柱の上に載っていたトランスを地上のどこに置くかということです。歩道に置けば、それだけ歩道が狭くなります。ここでは、

冬期の除雪の障害という可能性もあります。それならば、電線地中化をしなくても、電線地中化の際に必要なトランス置場だけを、歩道上だと歩道が狭くなりますので、分譲区画の隅に、それほど大きな面積ではありません。最初に確保しておく。歩道に隣接する部分がありますね。幸い1区画は100坪を超える広い区画を準備しているということです。その隅に、例えば1平米、2平米のトランス置場があっても、購入される方には現実問題大きな支障にはならないと思われま。地中化は、実際には10年後になるか20年後になるか分かりません。それまでは、その場所を分譲した区画として一帯と使ってよいということにしておけば、購入される方も、将来そういうことが起こったときはこの場所を開けてくださいということで納得は得られやすいのではないかと思います。もちろんそういう準備をするためには、まずその住宅地においてトランス置場は何か所必要で、どのぐらいの面積が1か所当たり必要なのかということ。これは、配送電会社に問い合わせることになりますが、そういう問合せをして、その場所は確保しておくのだということを知らせるだけで、先方の手を煩わせることにもなりますが、更別村は将来の電線地中化を本気で考えているのだというメッセージにもなります。将来そういった事業が現実となったときに、工事の優先度が、実際にトランス置場について解決しているわけですから、優先度が上がるということも期待できます。具体的には、そのトランス置場は村の土地として残して、当面の間自由に、その隣接する区画を購入された方に無償で貸与するという形にするのか、土地は分譲して、村の地役権を設定するのか、その辺は測量登記の手間、費用、その他との兼ね合いで決めればよいことであるかと思われ。トランス置場を確保したからといって、何が変わるわけでもない。すぐには何も効果もありませんが、分譲地の測量登記の際に同時に行っておけば、僅かな費用で将来大きな効果が期待できます。そして、実際に電線地中化が行われる前でも、この住宅地は地中化に備えているのだという点で住宅地のイメージアップにもつながるかと思われ。現在地中化経費の点で全く無理であるということは大変よく分かるので、せめてこの地中化を見据えた準備を行ってはいかがでしょうか。これが1番目の点に対する2回目の質問です。

2点目と3点目にまいります。2点目、3点目、太陽光パネル等のゼロカーボンに役立つ設備の設置などについての義務化というのが2点目で、3点目は景観に関する規制ということでした。どちらもこの団地に建設される住宅について、何らかの規制条件を求めることはできないか。そのほうがいいのではないかという提案です。その意図としては、そのことで団地全体の価値を高め、また脱炭素のような村の施策の実現に役立てることはできないかということです。この2点に関しては、あまり積極的なお返事がいただけませんでした。

まず、2番目のほうから行きます。考え方は、この団地を、いわゆるゼロエミッションの住宅地、つまりこの団地から出る二酸化炭素放出量を最終的にはゼロにする、それができるだけ最初設計の段階で近づけるということです。具体的な方策としては、まず太陽光パネルの設置があり、さらに蓄電池の設置があり、そして一見地味ですが、重要なのは住

宅の断熱性能を上げる。そうすると、暖房に係るコスト、燃料の使用料が削減できる。そして、最後には自動車をガソリン車やディーゼル車から電気自動車や水素自動車に置き換えるということが考えられます。現時点における実現可能性で考えると、コストも含めて、太陽光発電は例えば住宅の屋根に5キロワットのパネルを設置すると、現在130万円程度の経費がかかるということです。これで1年間に、更別村だと大体7,000キロワットアワー以上の発電量が見込めます。発電した電気は、昼間発電中に使う分は自家消費、余った分を充電するわけですが、そういうわけで昼間家にいるかどうかという生活によって、かなり自家消費分が変わります。仮に年間1,000キロワットアワーを自家消費して、そうするとその分の電力料金が安くなります。今、電力料金が値上がりしたばかりなので、1キロワットアワー削減できると45円ぐらいの違いがあります。そして、残った分を売電すると。売電価格を14円と仮にすると、年間10万円をかなり超える実質利益になります。大体10年間か、遅くとも十一、二年で最初の設置費用が回収できる。太陽光パネルは普通20年は使えますので、それ以降は全部利益になるというふうに考えることができます。したがって、太陽光パネルを設置することは、設置者にとって実は利益になるということです。とはいえ、分譲地を購入して、さらに家を新築する。建築費用も大変上がっております。そういう方々の経済状況は様々でしょうから、後で得になると分かっているとしても、その追加する130万円が大変なのだということは確かにあり得ると思います。それならば、村がそれを融資するという。もちろんこの場合、その団地だけを優遇するというわけにはいきませんので、一定の条件を満たして太陽光パネルを設置することを希望する方は全員に融資することになるかと思えます。これも考えられます。ただいま試算を示しましたように、売電収入と、それから電気代が節約できる分で10年間で大体その設置費用は回収できます。だから、返済は必ず特別な場合以外は可能なはずで、村には十分な財政調整基金があります。このような融資を例えば100戸、この団地自体は四十数戸かと思いますが、それ以外の希望も含めて130万円を100戸融資して1億3,000万円というような数字になります。これは、決して支出ではなくて融資ですので、最終的には戻ってきます。事務費用、それから例外的な回収不能ケースがあるとしても、もちろん保険などをパネルに掛けるというようなことで、回収不能ケースは極力減らすことになると思います。そうすれば、1,000万円か2,000万円でかなり多くの住宅に太陽光パネルを設置する事業が実現します。これは、今回の団地分譲がなくとも考えて良い施策であると思います。しかし、住宅新築の際に同時にパネルを設置するほうが当然公費も節約になります。そういう点では、この機会に検討してもいいのではないかと思います。分譲地購入希望者の負担増というのを心配されていて、それは確かに購入される方にとっては大きな出費のようにも、さらにその出費がのるわけですが、今申し上げたようにその分は融資する、あるいはP P A、村がパネルを設置して、その電力を買うという契約を交わすという形もあります。そして、設置費用が回収できた時点でパネルを、その屋根を貸してくれた、つまりその屋根の住宅の持ち主に譲渡するという、こういう方法も全国で実施されております。これも基金を一時的に利用するけれど

も、最終的には戻ってくるということです。基金があっても、使わないのでは持っていないのと同じことです。しかも、これは、基金を使うということではなくて、融資のために一時的に使う。最終的には基金が減るわけではないという計画です。こういったことをすれば、分譲地の全戸に設置するという義務づけはそれほど、購入者にとってむしろありがたいことなのではないかと思えます。

あと、残りの蓄電池、断熱、自動車の脱炭素化ということを並べましたが、もう一つ現在でも十分考えられるのは家の断熱化です。40年、50年前に建った住宅と最近の住宅では、冬場の暖房費が大きく違うというのは、皆さん経験からよく御存じのことと思います。特に更別村のような極端な寒冷地では、その差が非常に大きくなっております。最近、建築技術の進歩、建材の進歩で家の断熱性は非常に上がっています。それならば、多少は建設コストが上がっても、断熱性能のよい家を建てたほうが結局安上がりであることになります。そこで、家の断熱性能についても、できれば高めの基準を設けて、それ以上の性能を義務づけるといふほうが、実は購入者に対して親切なのではないかと。もちろん購入希望者の負担というのは確かに気になります。ある程度の、全額をカバーするということはできないけれども、その差額の一部をカバーする補助金を考えてもいいと思います。しかし、一般的に言って、住宅建設の資金が十分でなくて、家が出来上がってから毎年高い灯油代を払うというやり方は、人生の計画性という点では、やや残念なところですが、せつかく団地を分譲して、村に居を構えてくださる方をお迎えするというなら、やはり先々の見通しをしっかりと立てる方に来ていただけるほうがありがたいと。そういうふうな考え方もできるかと思えます。購入希望者の負担を軽減することは大事ですが、目先の負担を軽減することばかり考えるのではなくて、将来的な全体として負担が少ないことを考える。村としては、やはり分譲地の売れ行きというのは大変気になります。しかし、もう少し自信を持っていいのではないのでしょうか。当初、最初に家を建てるまでの経費が安くないと、分譲地が売れないのではないかとというのは確かに心配ですが、同時に目先の負担と長期的な見通しのバランスをちゃんと考えてくださる方にこの大事な、更別は多分最後の1等地とも言えるこの団地を選んでいただく、そういうふうに変えてはどうかというふうに思っています。全国的にも少しでも安ければいいという、何でも安くしようという考え方がバブル崩壊以降30年にわたる経済停滞、いわゆる失われた30年の原因の一端であるということが、今となってはかなり多くの人の合意を得ています。今回の貴重なこの土地の分譲に当たって、良いものを適正な値段で買っていただくという考え方を基本にしてはいかがでしょうか。しかも、購入希望者をお願いする負担、良い家を建ててくださいというのは、結局暖房費の節減という形で購入された方自身の利益になります。しかも、暖房は当面は灯油ということになりますので、暖房費が節減できるということは二酸化炭素排出量が削減されるということで、村が宣言したゼロカーボン政策の実現にも近づきます。そういうことで、ゼロカーボン宣言の村なので、建てる家はある一定の基準を満たす高断熱の家に限ります、そういう暖房費が少ない家を建ててください、という要求、要請は、むしろ好感

を持って受け止められるのではないかと思います。実際家の断熱に関しては、例えば札幌市はエコリフォーム補助制度というものを実施して、内窓をつけるとか、その他家の断熱を向上させる工事に補助金を出しております。それ以外に蓄電池と自動車について申し上げましたが、これはコストや実用性の点でまだ問題があって義務づけるというのはなかなか難しいかと思います。もっと踏み込めば、暖房を灯油でなくて、太陽光パネルで発電した余剰電力を利用したエコキュートにすれば、脱炭素に極めて有効なのですが、これも現在のところ、不安を感じる方も多いと思うので、推奨はしても義務づけは難しいかと思います。

というわけで、2番目の点についての2回目の質問内容をもう一度まとめます。最終的には、購入者の利益になるのだから、太陽光パネルの設置と住宅の断熱化は義務として、太陽光パネルについては希望する方には融資、あるいはいわゆる屋根貸しPPA、そして高断熱化についてはある程度の補助金というのを組み合わせてはどうか。その基本として、安くしないと売れないのではないのかという考え方からは、これはなかなか難しいところですが、思い切って脱却するというふうに考えてはいかがでしょうか。

3番目の点、景観の問題に移ります。先ほどのお答えで、自由度の高い建築計画は大きなメリットであるというお考えでした。これは、まさに考え方の問題です。自分の好きな家を好きなように建てられるからいいのだ、と考える方はもちろんおられます。その一方で、一定の統一性のある、画一的でなくても統一感のある美しい町並み、そういうところに住みたい。隣の土地を買った人がとんでもない、けばけばしい色の家を建てるという可能性がないということにメリットを見いだす方も、またいると思います。中札内村では、強制ではないですが、中札内スタイルというものを決めて、家の外壁の色などに指針を設定しています。それが結果的にほぼ守られていることは、中札内から更別に向かう国道沿いのときわ野団地を見れば分かります。外壁の色彩の点では統一感のある団地です。それでも屋根の形や勾配とか、その辺の規制は緩いようで、ややばらばらな印象が残ります。繰り返しになりますけれども、自由度が高い、好きな家が建てられるということがメリットだと考える人もいれば、ある程度統一感のある美しい町並みがいいと考える、どちらも存在します。分譲地の売れ行きでどちらがいいのかということについては、なかなか決めかねます。ただし、分譲地を分譲するに当たって、住宅の色やスタイルを必要ならば建築協定という制度がありますので、条例を制定して強制的に規定するというのも不可能ではありません。色は1色ではあまりに単調ですので、それこそ団地みtainな、団地というよりは何か村営住宅と変わらないようなイメージではなんですので、幾つか同系色から選ぶというような自由度はある程度設定することになると思います。そういったことで売り出せば、これは注目されます。ただ、分譲地を造りました、と違って、マスコミの報道や紹介でも、こういうコンセプトの分譲地ですというほうが注目されるのではないのでしょうか。さらべつまるごとブランディングという政策を掲げて村はやっておりますが、残念ながらそれほど順調にブランディングは成果を上げているとは言い難い状況です。統一感が

ある色彩、形状の断熱性の高い住宅に限る分譲地というのは、まさにブランディングではないでしょうか。せっかくそういったことができる機会を見逃すのは、率直に言って残念です。もちろん好きな住宅を建てられる、これは一つの価値観で、それはやはり大きな価値です。それが悪いわけではありません。しかし、ブランディングとは相性が悪いと思います。特定のイメージを打ち出さなければ、ブランドというものはそもそも成立しないわけですから。というわけで、せっかくさらべつまるごとブランディングという計画を進めているならば、新しい団地をまさにそのブランディングのショーウインドーとする、そういうふうに機能させることを考えてはいかがでしょうか。

景観に関する質問をまとめます、2回目の質問。建築の自由度が分譲地の魅力であるというお考えでお答えをいただきました。しかし、美しい町並みを保障するという、これもまた別の魅力であって、それについてはどうお考えでしょう。そして、さらべつまるごとブランディングとの関係から見れば、家の色や形について規制しないというよりは、適切な指針、規制を設けるということがブランディングにつながるのではないのでしょうか。

以上、3点について再び質問いたします。ご答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤議員さんの質問にお答えしたいと思います。

るる先生のお考えについてもご拝借させていただきました。今後参考にさせていただきたいというふうに思います。

1番目の再質問の中で、電柱地中化が無理であれば、将来の地中化に備えてトランスの置き場所を確保していくことができないかという考えであります。一般的に地上機器、トランスの設置は歩道上とされております。用地として既存の歩道幅より70センチ拡幅する必要があります。将来的な地中化に備えてトランスの位置を決めておくことは、今の段階では難しいと考えております。用地をあらかじめ確保するには、全ての歩道の幅を広げて整備することになるため、かなり困難な状況となっております。将来的に設置することになった場合につきましては、設置場所に隣接する住宅所有者との調整を行って、歩道の通行の安全を確保しつつ、適切に整備する方法を検討したいと考えております。

2つ目の太陽光パネル、蓄電池を設置、住宅の断熱性能についてであります。更別村住宅建設等助成金においては、新築あるいは中古住宅購入に助成を行っておりますけれども、太陽光発電を設置する場合に1設備当たり10万円の加算措置を設けております。また、更別村住宅リフォーム支援事業では、断熱改修、省エネ設備機器、太陽光発電設備など、脱炭素関連項目も助成の対象としております。脱炭素を進めるための制度拡充を検討する中で、札幌市が行っております札幌版次世代住宅補助制度、高断熱、高气密住宅の新築費用を補助ということで、プラチナ、ゴールド、シルバーの3段階に分けて最大限で220万円の補助がありますけれども、こういったものについても住宅性能評価を活用することも含めて今後検討していきたいなというふうに思っております。

3つ目の景観向上のための建築協定、条例制定の活用のお考えであります。建築協定制度

は、土地所有者同士が建築物の基準に関する一種の契約を締結するときに、特定行政庁がこれを認可することにより、その安全性、永続性を保障し、住民発意による良好な環境のまちづくりを促進しようとする制度であります。対象地域は、市町村が条例で定める区域内と限られています。一般的には、都市計画法上の用途指定区域に基づいた区域が定められているものと認識しております。本村は、村内全域は農業振興地域としていることもあり、都市計画を設けていないため、土地所有者全員の合意が必要となる建築協定の区域を定める合理的な基準を定めることはかなり難しいものと考えております。現在のところ、区域を指定する条例の制定は考えておりません。ただ、分譲条件としましては、これまで同様に建築基準を参考に落雪を考慮した外壁後退距離などを設置して、良好な住宅地の形成を促してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 ご答弁ありがとうございます。

まず、1番目ですが、歩道上に設置しなくてはならないということですから、やはり将来そういうことが起こったときにこの場所にするということ、誰でも自分の家の前は嫌なわけですから、歩道にまず設置可能な幅を確保しておくと同時に、やはり設置予定場所というのは決めておいて、購入される方に承知していただくということにしておけば、本当に実現するかどうかなかなか分からないのですけれども、将来実際に、例えば20年後にそういった電線地中化が実現を実行するということに、そういった同意を取るという手順、これはなかなか難しいことがありますので、省けるのではないかとということで、やはり電線地中化の場合のトランス置場というのを決めておいて、購入希望の方にもお示しするということはそれほどコストがかかることではありませんので、検討いただけないでしょうか。

それから、2番目、様々な補助はしておられると思いますが、例えば太陽光パネルで10万円は、やっぱり百何十万円かかるわけですので、非常に少ない、そしてそれは補助金だから上げてしまっているわけですね。それよりは、融資して返してもらうほうが村としての事務手続の負担はありますけれども、負担が少なく、そして設置する側としては取りあえずお金が出ていかないと。そして、太陽光の発電によって取り返せるという点ではぐっと普及が進むのではないかと思います。

それから、もう一点あります。私自身もかつて、当時は20万円の補助をいただきまして、自宅に太陽光パネルを設置して、村の補助をいただいたことを大変感謝しておりますが、太陽光パネルを設置していくと、当然太陽光パネルから今度は送電線に電気が戻っていくわけですね。並んだ住宅でどんどん、どんどん設置していくと、トランスの容量が足りなくなるということが起こります。そうすると、当然トランスを増設するのですが、それは足りなくなったときに申し込んだ人がそれを負担する。私も三十何万円か負担しましたが、そうすると最初につけた人はまだトランスの容量があるので、その負担金がなくて、次につけた人は、例えば30万円を送配電会社に支払わなくてはならないというようなことが起

こります。太陽光パネルを推奨するという点では、義務づけるかどうかは別として、その点で推奨するという点でしたら、実は個別のそういう補助金よりも、もしトランスの容量が足りなくなってトランス設置工事が必要で、その負担を求められたときに補助すると、あるいは理想的には全額村が負担する。脱炭素を目指して太陽光発電を活用するという方針でしたら、その太陽光発電に関して、実は一番の不安要因がトランス代の負担があるのかなのか。これは、実際に正式に書類を出すまで分からないというふうに私も設置業者に言われて大変不安で、悪い予感が当たったわけですが、そういったところにむしろ補助金を出すのなら活用してはいかがかと思います。

そして、景観の問題は、景観は主観ですので、非常に難しいところがあります。つまり景観がいいということが直接何かを生むわけではないので、それにどれだけの価値を見いだすかというのは大変難しい。当然議論が、考え方が分かれる問題です。しかし、西興部村というオホーツク管内に人口1,000人ほどの、それほど豊かとは言えない、残念ながら。畑作ができなくて、酪農しか農業は残っていないという村がありますが、村の公共施設の建物がほとんど全部オレンジ色です。実は、もう25年ほど前に条例を定めて、そして美しい村づくり条例というのです。さらに、そこから美しい村づくり景観形成指針というのをつくって、そこには強制ではないですけども、外壁の色、屋根の形、屋根の色、窓枠。窓枠は、外壁そのものはあまりサイドが高くない、落ち着いた色で、窓枠だけはアクセントのようにサイドが高い。あるいは、附帯設備のデザイン、駐車場もシャッターは金属ではなくて、できれば木質のもの。青空駐車の場合は、カラマツ材などの自然素材を敷き詰めるなど、あと歩道境界からのセットバックは歩道に合わせる、玄関へのアプローチの道もそうするとか、ここまで決めるのかというほど細かいことが指針であります。決まっています。もちろん公共施設は、建て替えのときに全部オレンジ色に変わっていて、全体を見ると本当にオレンジ色の村。そういう色に塗り替えると、個人の住宅でも補助金が出るというので、だんだんそういう住宅が増えていきます。どうしてそんなことになったのかというと、その前にやっぱりヨーロッパへの視察に行っていて、ヨーロッパというのは非常に町並みがきれいでそろっているわけですが、それは当然厳しい規制がその裏にあるわけですね。そういったのを村民が見てきて、それでもそういった村をつくらうということになって、これは非常に興味深い事例です。人口的には産業が非常に厳しいということもありまして、2000年の国勢調査で1,314人の人口がその後の推計で2020年には916人まで減っているだろうということになっていましたが、実際には1,053人。推計よりも15%ぐらい多い人口が20年後に残っていました。ちなみに、更別村も2000年国勢調査のとき3,291人でした。そして、その後の推計で、3年後の推計では2020年に2,955人になっているだろう。実際には3,080人でありまして、多少推計よりはいい推移をたどっていますが、西興部村の推計よりも15%も人口が多く残った。それが果たして景観のおかげかどうかというのは、これは議論できないところですけども、そういったことを村民の心をまとめるという点で非常に役に立っているのではないかと。私は、現地にも行って見て、そういう印象を持ち

ました。

更別村の基本的な考えとして、景観というものをそれほど重視していない。言ってみれば、質より量だ、物量で勝負。物量といっても、もちろん一定以上の品質を持った農産物を大量に納品できる、これは非常に強いことです。ただ、これは特別なジャガイモだから2倍の値段だというような売り方をしなくても、普通の値段で十分に採算が取れているという、そういった点で合理化して、それでいわばそういった方向で更別村は大勝利を収めて、更別村の農業は大勝利を収めてきたわけです。ここで提案しているのは、そういった物量的な考えではなくて、直接は何の役に立つかわからない質の、見た目とか、そういう高めようという話なので、言ってみれば更別村がこれまでやってきて成功してきたやり方とは違うやり方を提案していると。そういう点ではなかなか受け入れ難いものがあるという事は承知しています。

しかし、せっかく新しい団地を分譲するという機会です。そして、さらべつまるごとブランディングという計画もあります。その計画の中で、ここは少し違ったことを打ち出して、なかなか数値化できない、景観とか、そういった質的なものを重視して新しい試みをするのはいかがかと、そういう提案をいたしたいと思います。というので、最後のご答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤憲議員さんのお話といたしますか、先生が考えている部分については十分理解をさせていただきました。

また、先生持っているいろんなそういうご持論の部分については、最初の答弁でも述べましたけれども、今年、地球温暖化対策実施計画ということで、具体的な計画を立てなければ、どういうふうに脱炭素を実現していくのかという点では、これは住環境も入りますので、その辺をしっかりと先生のご意見も聞きながらやっていきたいな、また住民の皆さんの声も聞きたいなというようなことを思っています。この中では、背伸びではありませんけれども、鹿追さんと上士幌さんが認定を受けています、全国で100の先行地域ということで挑戦するという事に決めておりますので、これが採択をされますと、非常に大きな国の後ろ支えがあるということで、先生が今おっしゃっていた、例えば電柱の地中化とか、いろんな部分について、これはかなり明るい見通しができるのではないかとというふうに思っていますので、その辺での反映をさせていきたいなというふうなことを考えております。

ここでご披露といたしますか、まだ正式なあれではありませんけれども、現在分譲している団地名でありますけれども、前はコムニ団地のところに新しく建てたので新コムニ団地。今、行政区が花園町になっておりますので、花園、それと村の象徴でありますスモモ、花園プラムタウンという形で今、一応考えておるところであります。まだこれ登記とかしておりませんので、そういう形で魅力ある団地形成ということでやっていきたい。花園プラムタウンということで、皆さんにはご愛顧をいただけるようにしっかりと頑張っていきたいなというふうなことを思っています。

景観も景観条例がありまして、私も家庭医療学センターと一緒にやっている寿都町とか見ますと、やっぱり商店街が同じ格子戸というのですか、そういうような形で、一部分ではありますけれども、いろんな屋根とか工夫しているところはあると思います。その辺のところは、そういう余地もあるのかなというようなことを思っていますけれども、いろいろ景観条例ということもありますし、私としてはこの村は、よそから来た、村外から訪問された方も言われますけれども、非常にきれいな村であるというふうに言われています。それは、住民のそういう意識が高いということとして、清掃活動等、ボランティアがしっかり行われているということでありまして、やっぱりそういうところも大事にしていかなければいけないかなというふうなことを思っています。

先生がいろいろご指摘、憲議員さんがご指摘された部分については、しっかりと今後検討して、電柱の地中化は本当に真剣に、1年前ですか、考えました。暴風雨が来て、電柱が次々と倒れて停電して、おまけに通信も、電話もできなくなってしまったと。北電に頼みに行きました、無電柱化させてくれと。そうしたら、やっぱり莫大な金額になったわけです。私としては本当にやりたくて、やっぱり景観上もそうですけれども、災害に備えるということは最大限のポイントに考えたかったですけれども、今のところは北電さんにもお願いをしていますけれども、何とかそういう災害を防ぐという点ではかなり有効な部分でありますし、トランスの地上機器の設置も、やっぱり地域と連携を図って、地上設置をすることについては、住民合意がかなり必要であるということもありますので、将来的にはそういうふうにすることが私は望ましいと思っていますけれども、その部分しっかり今後取り組んでまいりたいというふうに思っています。ご指摘の件、しっかり受け止めて、今後の政策等に検討させていただきたいと思えます。

以上であります。

○議 長 3番、斎藤憲さん。

○3番斎藤憲議員 どうもご答弁ありがとうございます。

これで終わります。

○議 長 この際、午前11時25分まで休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 それでは、議長の許可をいただき、通告に基づきご質問させていただきます。

今回は、農業者への生産資材等高騰対策措置の必要についてご質問させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

農業の経営継続に欠かせない肥料、飼料、燃油等の高騰による影響は、基幹産業の衰退だけではなく、営農継続そのものに影響を及ぼし、残念ながら昨年末においては酪農家の営農休止などが発生するなど、極めて深刻な事態となっています。加えて、年明けの畑作経営に必須である肥料等価格が現在進行形ではありますが、80%以上高騰している現状、さらに電気、燃油等価格の高騰推移から経営継続に対する懸念も加わり、予断を許さない状況でございます。このことは、更別村の経済、及び、行政執行に多大なる影響を及ぼすものと推測され、支援に向けた諸対策が必要と考えますが、令和5年度当初予算には骨格予算であるといえども、残念ながら具体的支援対策が盛り込まれていませんでした。村長は、今般選挙公約として農業生産資材高騰への対応を掲げていますが、公約実現に向けての具体的対策があつてのことと思いますが、早急なる対策実現に向けた考え方を明確に示していただきたいというふうに思っております。

道は、今臨時議会において物価高騰支援として配合飼料価格安定制度の生産者積立金、配合飼料トン当たり600円、これは全額生産者負担という形の積立金でございます。乳用牛確保のための種つけ費用、1頭当たり6,800円に対する支援を表明していますが、村として更別版独自支援対策案があれば説明をいただきたいというふうに思います。

次に、要約事項について村長の見解並びに施策の説明を求めます。

1番目、令和5年度農林水産費予算において、土づくり等支援対策が組み込まれていません。畑作農業に対する飼料、燃油等高騰対策への経営安定支援対応の必要性について見解を求めたいというふうに思います。

2つ目、酪農家戸数の減少対策は喫緊の課題であると考えます。生産生乳枠も固定され、粗飼料生産面積拡大も困難な状況下に鑑み、飼料、燃油高騰等における酪農畜産経営継続に対するさらなる支援が必要と考えますが、見解を求めたいというふうに思います。よろしくご回答願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんの農業生産資材・飼料等高騰対策への支援措置の必要性についてのご質問にお答えをいたします。

昨年より続く肥料、飼料、燃油等の高騰につきましては、昨年では一部値下げの報道はあるものの、依然高止まりの状況であります。基幹産業である農業の経営に大きく影響を及ぼしているところであります。これら切迫する農業者に対して、昨年度は、酪農等飼料価格高騰対策事業助成金、肥料価格高騰対策支援事業補助金、酪農経営支援対策資金利子助成の支援をJAと協調して実施してまいりました。また、年末には村独自として畜産飼料価格高騰対策助成金を実施し、JAにおきましても事業分量配当金において畜産関係に特別配当を実施されたように聞いているところであります。

まず、ご質問の1点目である土づくり推進事業助成金につきましては、JAさらべつが所有する堆肥熟成施設で生産された堆肥の購入経費の一部を助成し、利用促進を推進することにより地力向上を図ることを目的に事業を行っているところであります。本年度につ

きましては改選期ということもありまして、政策予算として、当初予算ではなくて本定例会の補正予算として提案をさせていただいて、ご承認をいただいたところであります。大変ありがとうございました。まだまだ足りないというふうに思っておりますので、また今後検討させていきたいと思っております。

畑作農業者への肥料、燃油等高騰に対しての支援の必要性については、まず国の肥料価格高騰対策事業による支援が実施をされますので、関係機関と協力して、給付に向けた事務をしっかりと迅速に行い、営農に対する影響度を確認の上、関係機関と協議を踏まえながら、必要な支援策検討をしてみたいと考えております。

続きまして、2つ目の酪農戸数の減少対策につきましても、酪農業につきましても生乳の生産抑制、牛の個体販売の下落、配合飼料の高止まりなどから、引き続き厳しい経営環境となっているところであります。特に配合飼料につきましても、若干価格の減少は見られるものの、価格安定制度による補填金の減少により生産者負担は増加している傾向にあります。今後の国や関係機関の対応が早急になされることが必要であるというふうに考え、また中央要請等も積極的に行っていかなければならないと考えているところであります。

このような状況の中、酪農生産者に対しては議員も言われているとおり北海道において飼料対策、乳用牛確保対策の支援が昨年度に引き続き示されているところであります。村においても、これらの影響を鑑み、昨年と同様、JAと協調し、酪農等飼料価格高騰対策事業助成金を本定例会に補正予算として提案し、ご承認いただいたところであります。今後電気料の値上がり等も実施される中、農業経営の影響が危惧されるところであります。今後ともJA、関係機関との協議を重ね、村独自あるいは有効な対策をJAさんと共同歩調を取りながら実施していきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ただいまご回答いただきました。

今のご回答の中に、本当に昨年度酪農等飼料価格高騰対策ということで9月に590万円、JAとの協議の中で590万円の措置をいただきました。加えて、11月15日に飼料価格高騰対策支援補助金として1,972万2,000円の措置もいただきました。さらには、要望も含めて村長、お聞き入れていただいてありがたかったのですが、本当に年末のぎりぎりになったのですが、12月15日に畜産飼料価格高騰対策助成金ということで1,235万4,000円の助成措置をいただいたということで、これについては本当に感謝を申し上げたいし、多くの、多くといたしますか、酪農家の方にとっては、いわゆる中規模、私も現地確認をさせていただいておりますけれども、中規模農家の方々、非常に年末の厳しい中で助けられたという声を多くいただいております。私もうれしかったですし、多分村としての方針も含めてすごく有効な手法であったというふうに、高い評価を得ているというふうに私は思っております。ありがたく感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、いま一度説明内容につき、なかなか皆さんに実態数字分からないという部分

もありますので、私なりに今般、農協の第75回通常総会の資料、お手元に頂きましたので、それに基づいて、あるいは令和5年度農業組合員勘定、いわゆる組勘という勘定の計画に基づいた形で経営の実態の厳しさ並びに今後の在り方も含めてご質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

主要項目についてのみ申し上げたいというふうに思います。令和5年度営農計画書に基づいての説明でございますけれども、肥料費25億3,000万円の計画予算でございます。過去実績の平均を見ますと、おおむね17億円ぐらいでございますので、対比しますと150%近い、5割近い価格高騰で営農計画を立てざるを得なかった。なおかつ、前年度ある程度もう既に肥料価格が高騰するというところでございますので、令和4年度の営農計画の中で前倒して、かなりの部分が実態的に前倒した支払いがなされているというところでございますので、実質的には多少は今、化学肥料等下がったといえども、おおむね180%とは言いませんけれども、やっぱり170%近い値上がりがしているのかなというところで推測しているところでございます。

次に、飼料費でございます。これは、今年度計画が15億1,000万円の営農計画でございます。過去実績14億円程度ですから、対比しますと107%程度の増ということで、おおむね1億ちょっとの増ということでございますが、実質的には過去実績の酪農家戸数が38戸並びに40戸程度あったということで、今年の中では、さきに補正予算で審議、承認いたしました酪農家戸数32戸プラス養鶏農家1戸ということで33戸ですので、実質的にかなり戸数が減っているということをしんしゃくしますと、かなりの部分、120%近くの値上がりになっているのかなというふうに推測されているところでございます。

また、農薬については、本年度計画が9億6,000万円ということで、過去実績はおおむね9億円ぐらいの実績でございますので、農家の手法として何かやりくりしながら農薬の安いものと言いませんけれども、有効利用を図るといふことの軽減も含めてといふことで努力していこうという姿が見えるのかなというところでございますけれども、それにしても105%以上の値上がりという形になっています。

加えて心配するのが、最後ですけれども、水道光熱費3億2,300万円の営農計画の計上をしてございます。数字の羅列でごめんなさい。過去実績が2億7,000万円ぐらいでございますので、実質的には17%以上の現状での値上がりといふことでございます。これら含めて、使用費用についての現況を今、数字をもってご説明させていただきましたけれども、経費増大は、これはもう事実としてあるといふことを踏まえると、本当に近々の課題であるといふことが現実としてうかがえることができるのではないかといふふうに思っております。すなわちこれらのものに対して、極論になってしまいますけれども、それから生ずる資金不足あるいは運営不足については、これはもうやむを得ず各農家さんの蓄えの切り崩し、あるいは借入金で賄うという形になってくるかといふふうに思っております。なぜそういう言い方をするかといふと、確実性がまだ確定しているわけではないといふことでございますけれども、令和5年度の農産販売の計画数字が90億8,500万円です。それに対す

る肥料比率がおおむね27.8%、現実的にはかなりあり得ない数字になっているということだけはお含み願いたいと思います。

加えて、酪農畜産の関係でございますけれども、酪農畜産34億4,600万円の計画でございますけれども、そのうち生乳販売が27億4,000万円ということで、これは飼料費と乳代との比率を勘案しますと、55%を超えるという形になります。よろしいでしょうか。単純に割っていただければご理解いただけると思います。これらの一般的な経営分析、酪農の経営分析からおける一般的なものからいって、多少上がっていますから、多少の誤差はあるかもしれませんが、おおむね適正とされるべき数値は35%から38%でございます。それを裏返したときに、どのような経営状況になるかは、もうこれ以上説明する必要はないと思ってございます。これら実態数字、現実的には多少変わるかもしれませんが、この実態数字による経営悪化というものに対するものは、もう現実的に生じているのだということを十分ご理解いただいた中で支援対策は必要不可欠であると考えますので、これらに対する支援対策について、まず所見をいただければというふうに思っております。

加えて、村長が今ご説明いただきましたけれども、JAにおける事業配分量についての説明をいただきましたけれども、具体化の数字を出ささせていただきたいと思います。農協の決算における部分で、組合員の支援対策実績ということで、これは決算資料からでございますけれども、畑作農業者に対しては、これは100%畑作農家ということでないです、肥料の関係ではですね。酪農家も一部使っているという、デントコーンや何かで使っているということありますので、その分類ができなかったのも、ごめんなさい。それに対する、いわゆる配当、農協配合肥料、一般肥料を含めて5,337万円の還元を図っております。5,337万円の費用対策でまず還元を図ってございます。農薬に対しては、3,488万円の還元を図ってございます。また、畜産酪農家に対しては、費用対策として3,655万円を配分させていただいているところでございます。また、特別として、今年令和4年度の決算についての特別対策として、生乳支援ということで、これは本当に特別対策です。乳量1キロ当たり0.4円の配当ということで、これが1,547万円の還元を図っているということで、合わせて1,400万円強の支援対策を図っている。これは、あくまでも自主財源の中の農協の在り方ですので、そういう配分も含めてということでございますので、一概に全てが全てということとは言えないわけですが、実質的にはやはりかなりの部分を組合に還元している。いわゆるこれは、元をただせば飼料、肥料、燃油等の高騰対策に対する、やはり組合員支援ということで、組合員の足腰を強くするという、いわゆる農協の在り方論だと思います。それに対してという比較は失礼なのですが、やっぱりそういう部分があって、何とか今、組合員が頑張っている、農業者が頑張っているという現状でございます。これらに対する、村長の公約にもありますように、いま一度どういう形のものか大事だということからの検討も、農協あるいは関係機関との検討も必要ですが、やっぱり独自対策というものをできるのかできないかというよりも、やるべきだと私は思っていますので、端的にそういうふうに申し上げたいのですが、そういう意思構えをきちっと行政の

段階で示していただければというふうに思っておりますので、その点のご答弁をいただければというふうに思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんのおっしゃるとおりであります。

私も今回の選挙出たときには、一番先に掲げたのが農業危機突破を、村内回るときにも関係機関の皆様にもそういうような形で、まずは農業危機突破なのだ。今、いろんな飼料、肥料、農業資材の高騰、円安、ロシアのウクライナ侵攻等、多大な影響を、酪農家が大変な状況に陥っているわけですが、本当にこれから秋肥とかいろんな、ちょっと値下がり傾向あると思っておりますけれども、ただ高止まりなのです。これについては、根本的な解決になっていないというような状況ですので、そこはしっかりやらなければいけないというふうに思っています。

最初冒頭に安村議員さんおっしゃったように、私も12月に独自の支援策を打ったときには、本当にそばまで来てくれて、酪農家の方がありがたいと言ってくれました。金額は問題ではないのだ。そういう村の姿勢が、私は安村議員さんからご指摘を受けて、そこは一番にやらなければいけない。何のためにこの危機を突破できなくて行政があるのかと、役場があるのかということをお話しさせていただきましたけれども、やっぱりその辺で実施をしてよかったなというようなことを思っております。

今回も本当に、あれは12月から営農計画を出して、組勘等々の、あまり中へ突っ込んだ話はできませんけれども、お話があったとき、今まで利子補給とかいろんな村はやってきました。でも、実際に利子補給をしたところで、コロナが始まったときの、いわゆる融資を受けた部分というのは、やっぱり返していかなければいけないのだぞというふうなことを言われました。根本的にその部分がなくなる限り、利子補給をされても、それはやっぱり小手先の支援としかならない。本当に酪農家の方がおっしゃっていましたが、令和5年、1年もつかどうかの瀬戸際なのだというふうにお話をされました。だから、その辺で村長はしっかりそのことを受け止めて、いろんな国や道の、今、道も本当に、招集の挨拶等々で述べさせていただきましたけれども、道はかなり早い段階で支援策、安村議員さんおっしゃいましたけれども、手打ちしました。本当は議長さんとか選ぶ最初の臨時会ですけれども、その場において農業危機突破の様々な、中小企業も商工振興含む支援策をどんどん打ち出しております。それを、やっぱり村としてもそれを受けて、しっかり支援をしていかなければいけないというふうなことを思っています。

営農計画を立てるのが立たないと。これ、率直なお話を安村さんからもお聞きしましたけれども、ここにあるのだ。ただ、今、資料で見ますと、非常に高止まりの高い影響で、150%とか、やっぱり資料を見れば分かるわけです。営農計画の年間の最終的なトータルを見れば、いかに苦労して、いかに困難な状況にあるかというのは如実にそれは物語っているというふうに私は思っています。だから、本当に抜本的にやっぱりその辺の部分、言ってみれば単一農家1件だけで、この問題を経営努力とかで済まされる問題ではないという

ふうに思っています。本当に従業員の給料とか法人の方、あるいは生活費とか、そこまでもう来ているのだと。蓄えがあるうちは何とか持ちこたえられるけれどもということで、残念ながら、これはもう村の責任だというふうに感じておりますけれども、4件の方が業態を変えたり、酪農から離れて、本当に悲しい事実ですよね。私が村長になったときも酪農家が半減するという状況になって、哺育育成牛の預託の施設を皆さん方にご承認いただいて、今、カーフセンターもちょうど軌道に乗り始めたところだったのです。ところが、このコロナ禍でどんどん、どんどん上がって、非常に厳しい状況になるというふうな現実があります。だから、本当に安心して、担い手も戻ってきているのですけれども、若者たちも戻ってきていますけれども、本当に未来の農業に夢と希望を安心して持てるのかというところは、やっぱりそこは村長としても行政としてもしっかり考えていかないと、本当に何のために村があるのかということは、私は試されているというふうに思っていますので、そのこのところは安村さんおっしゃったように、第1の質問の中でも大がかりなところで、やっぱり営農がしっかりできるように、生産者の努力が報われるように、そして今、危機に直面して、本当に努力をしていらっしゃる生産者の方々の支援というか、しっかり一緒になって、気持ちを一つにしてやっていくことであると。そういう姿勢をやっぱり村が示すということが、安村議員さん、常におっしゃっていますけれども、そのとおりだというふうに思っていますので、私はしっかり取り組んでいきたいというふうに思っています。

農協さんの総会も行ってきました。安村議員さんからも資料をいただきました。通常総会資料で、先ほど数字の紹介ありましたけれども、事業分量の配当金、これも本当にすごい、JAさんも生産者の皆さんに対してやっぱり危機的な状況を打開するためやっているということで、私もJAさんこれだけやっているのだから、村もやっぱりしっかりやらないと駄目だよというふうな話も伺っております。だから、その部分については、農協さんに見合うような配当金と同レベルとまではいきませんが、今、協議も重ねています。その部分で、やっぱり独自に打たなければいけないような施策は、自分としてはもう3期目になってから絶対やらなければいけないというふうに考えていますので、その部分については産業課、関係部門に指示をしてありますけれども、その部分でしっかり皆さん方にまたご提案をして、何とかこの農業危機を突破していく。それと、中央要請ですね、いろんな団体に行って、去年はたくさんの方に会いました。組合長さんとか農民連盟の方とか会いましたけれども、どんどん、どんどん議員会館とか国会に押し寄せています。だから、本当に全国的に見ても大変な状況でありますから、そこは首長としても昨年三十五、六人で農水省に本当に団体交渉みたいに行きましたけれども、これで農業者の生活とか十勝の食料が危機に至ったら、日本全体の食料自給率とかに響くのですよと。やっぱりそこは真剣に国が考えて、今やらずしていつやるのですかというようなことを話してきましたけれども、そこはしっかり自覚して行動し、生産者の皆さんの努力に報えるような施策を執行していきたいと考えております。

以上であります。

○議長 2番、安村さん。

○2番安村議員 るるご説明いただきましたけれども、なかなかこれからののでしょうか、具体的対策が示されなくて、ちょっと不満です。正直言いまして。

最後の質問とさせていただきますけれども、基本的にただいまるる説明をいただいた中に私ちょっと気になっていることがございまして、今回の補正に計上した土づくり対策の700万円の計上でございます。これについては、振り返れば私も深く関与した経過がありますので、あまり言えない部分あるのですけれども、平成元年に、これは道営事業として実施した、土づくり対策、環境対策も含めてという施設でございまして、それを道が施設を造り、そして村並びに農協に譲渡したという形でございます。それを、なおかつ農協が委託管理も含めて受けて、三十数年たっているという計画がございまして。

これを考えますと、私のうがった考え方かもしれませんが、これは村と農協というか、村も含めて全体的に取り組む課題であって、これが政策予算でということで補正で出てくるというのはいかがなものかということで苦言を呈させていただきたいというふうに思っています。いわゆる当初予算で、やっぱりしっかりとそこを酌むべきではなかったかなというふうに思っています。

それと同時に、やはりこれは6月末で肥料年度の改定期が来ますので、やっぱり6月末までに何らかの具体的な対策を示した中で、畑作農家なりの支援というものを少し具体化した提案がまず欲しかったなというふうに私は思っています。ちょっと残念です、その点。

愚痴はこのぐらいにして、農業者の営農に関する影響度、これはもう前段で数値についてしっかり説明させていただきましたから、まずはその認識をお互いに共有すべきだというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

加えて、畑作農家では、これは一方的に経営がづらい、づらいという話ばかりをしておりましてけれども、まず畑作においては主要品目、いわゆる更別の主要4品目のうちの1品目であるてん菜、いわゆるビートの生産面積が拡大できない、縮小傾向にある。国の買入れ糖量数も上限が55万トンあるいは50万トンという部分までも、消費の低迷も含めてということでしょうけれども、そこまでの制限が加えられてきている。これからどうなっていくかという部分が非常に心配されるということです。

加えて、農産物生産量の部分の不確定さ、実質的には更別は130から140億円、農業生産額を上げなければならないのだけれども、昨年の実績が127億8,000万円ぐらいですから、実質的には思惑よりは12億円ぐらい少ない。これは、本当に大きなことなのです。同じ面積の中でそれだけ上げる上げないは、割り返したら分かりますよね。そういう部分での、10億円、20億円が非常に大事な財源になってくるということだけは、これも含めて共通認識でお願いしたいと思います。

では、片や農産物価格、どういう傾向にあるのかということ、はっきり言ってほかのものはすごく高くなっている。だけれども、農産物価格、先物含めて見ていただければ分かり

ますけれども、小豆だとかそういうものを見ていて分かりますように、全然価格、昨年末から動いていないのです、実質的には。小豆は少ないという話で、面積拡大しなさいということでもありますけれども、結局は価格的なものに多岐に反映されていない現実があるということも踏まえた中での対応をまず考えなければならないということがあると思うのです。

一方、酪農畜産においては、もう周知のとおり、生乳生産枠の確保、これはいわゆる生乳の消費低下に基づくものという一因で、それが要因でということで丸められていますけれども、実質的には抑制されている、生産量の抑制。更別特有かもしれませんが、粗飼料面積の拡大、これはやはり難しい。今の更別村、2,200ヘクタール程度の粗飼料面積、デントコーンも含めての二千五、六百の部分で、これ以上拡大するというのはなかなか難しい。そういうことを含めて考えると、やっぱりそれらの農業者の努力では解決できない部分がもう来ているということは、これは事実ですので、それらは深く受け止めて、やっぱり対策を具体的に示していただきたいという質問にさせていただきたいと思っています。

もう一度確認させていただきますけれども、財源確保についてご答弁ありましたように、農業経営安定化対策という部分から考えれば、当然国、道への要請はしっかりと強固に図っていただきたい。これは、本当に当然のことであり、大切なことであると思います。しかし、村として基幹産業である農業に対する村の対策立案がどうあるべきなのか。極めて大切だというふうに私は考えております。ですから、村長がどういう公約の下に、ただやります、やりますでなくて、公約を公然と街頭の中で述べたわけですから、その点についての思いというか、どういう対策をきちっと図るのか。主要項目でいいです、それをまず示していただきたい。いわゆる更別村の1万1,000ヘクタールの農地の保全並びに農家戸数も200戸ぎりぎりです。これの戸数の維持、いわゆるそれプラス農業人口の維持など、これはやはり更別村の下支えする対応、対策、これは絶対必要だというふうに思うのです。その点を十分考慮いただいて、村としての強い対策支援をお願いしたいと思いますし、いま一度やっぱり独自対策、村長やると言っていますので、実際的にどういう項目が該当になってという部分も含めて、いま一度説明いただければありがたいと思います。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 本当に現実が大変厳しい状況ということで、何とか早くしなければいけなかったもので、土づくり等々、平成18年から26年度まで1立方メートル当たり500円の助成、27年から現行350円の助成、予算規模も1,000万円から700万円ということで縮小して、今見直しとかいろんな堆肥製造施設における堆肥の生産量が上限に来ているということもあって、やっぱりその辺は調整もしていかなければならないということでもありますけれども、おっしゃるとおり当初予算にしっかりとせてやっていくべきではなかったかというふうに私自身としては反省をしております。その土づくりの部分を含めて、畑作支援ということであるお話ありましたけれども、特にビートのところ、土づくりのところもそうですけれども、

2番目のビートの生産抑制とか、ほかに転嫁するというような状況ありました。これは、昨年も嫌というほど感じたのですけれども、農水の幹部が、ビートが簡単にほかの作物に転化できると思っているのです。それで、できるでしょうと。その部分を、今、消費が低迷しているし、価格も非常に不十分な状況であるから、それだったら違う作物にというような。それだったら奨励金等々考えますよというような話もあったのですけれども、首長から出たのは、そんな簡単にいかないのだと。これは、輪作体系の基本をなしているところでもあるし、ビートをそのまま次の作物というわけにいかないのだよと。そんな簡単に考えているのかというようなことで、かなりの反発がありました。

また、生乳関係も、本当にここで話しするのが悔しいのですけれども、全く抑制、それまではどんどん、どんどん整備をして、そして施設設備をやってくださいと、頭数も増やしてくださいと。開けたら、はしごを外されたわけです。だから、そうすると、それは生乳の価格は下がるわ、消費はできないわ、ある町の生産者の話聞くと、涙ながらに言っていましたね。俺は、毎日涙流しているのだと。こんなのでは、もう息子たちに継げなんて言えないよというような話もありました。そういうような状況でありますし、具体的に数字が物語っています。

やっぱり具体的な対策を立てなければならないということで、土づくりも含めまして、畑作、今から本当に農業新聞等で高値がつく肥料価格に対する農水省の方針ということで、堆肥や下水道汚泥の国内資源の活用とか、肥料代の直接補填は事務が大変煩雑になるから大変だとか備蓄をとかと言っているのですけれども、やっぱり根幹的な解決にはほど遠いなというようにことを思って、これは国に行ったらきちんとほかの首長さんと一緒になって言ってこなればいけないというふうに考えています。

今年に入ってから、12月終わってから、産業課等々に、農協との話合いも進めていますけれども、具体的に畑作とか、酪農はもう当然でありますけれども、酪農畜産関係もそうですけれども、畑作に対しても何にも困っていないわけではないし、同じような状況に置かれているわけです。だから、そこのところも含めて具体的な施策を、支援あるいはそういう部分をタッグを組むことも大事ですけれども、村独自としてもしっかり手当てできるようにやっていくということで指示はしてあります。今、具体的に名称とか、具体的にどうとか言いませんけれども、私自身はもう去年の12月過ぎてから次のことはしっかり考えよう。というふうな形で今、困難な状況があって、どこの部分が困っているか。肥料なのか飼料なのか、あるいは営農全体の部分含めて、その部分にスポットを当てながら具体的な施策として組んでいくことが必要であるというふうに考えていますし、その部分でしっかりと、多岐にわたるわけですが、その部分を含めて皆さん方に提示をして、そして早急に支援策を講じていきたいと。もちろん農協さんともタッグを組んでやりませうけれども、村としてもやっぱり安村議員さんおっしゃったように、そのことはすごく重く受け止めていますので、これは農業だけの問題ではないので、基幹産業の農業が厳しい状況にあるということは、商工業も全て、あるいは物価高に苦しんでいる村民の生活も非常

に厳しい状況で、今回いろんな手だてを講じていましたけれども、それでも私は不足だというふうに感じていますので、何とか安心して農業経営、展望が持てる経営ができるように、しっかりと支援をしていきたいと。具体的な施策については提案をさせていきたいというふうに思っていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上であります。

○2番安村議員 ありがとうございます。

せっかく補正で酪農等の飼料対策、378万円補正しているわけですから、その点有効利用が図れるように努めていただきたいと思うし、また畑作においてもる説明させていただきまされたけれども、重く受け止めていただきたいと思います。

以上です。終わります。ありがとうございます。

○議 長 ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 0時04分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 通告させていただいた質問についてお尋ねいたします。

スーパービレッジ構想に取り組む動機をご担当にお尋ねしたところ、デジタル化、地方創生の流れを酌むものの最大の課題は人口の減少と少子高齢化であると伺いました。少子高齢化の解決には、少子と高齢化と2つの部分があるわけですが、子どもを産み育てやすくする社会の支援が課題であると最近出版された書籍でも指摘されており、これは欧米での取組と共通する見方でもあります。ヨーロッパ先進国では、女性の生き方にスポットを当て、子どもを産み育てることに男性がいかにコミットするか、また選択肢を整えるのか、様々な観点から取り組み、脱少子化に成功しています。

日本では、2022年4月から企業について育休制度の通知、取得促進が義務化され、2023年4月からは男性、女性両性の育児休暇取得率の公表が義務づけられました。制度整備面で企業が特に男性の育休取得に関連して担う役割が少なくないわけですが、実際に育児休暇を取る男性数は13.57%、ちなみに令和4年7月公表の数字ですと女性は85.1%であり、この数は具体的な手続では法的には男性社員が会社に育休を申し出なければ育休となるにもかかわらず、旧来の価値観かもしれないし、に加え会社の同僚との競争意識が関係しているのではないかと考えもします。

少子化に歯止めをかける、女性が何人も子どもを産みたくなる社会であるために、企業が男性への積極的な長期育休を推奨した場合に村として支援をしていくお考えはないか、村長にお伺いいたします。

スーパービレッジ構想において、在宅育児従事者となるかもしれないパパを助産師らが

相談に乗り、リモートサポートする体制、仕組みをつくることは考えられないでしょうか。

こうした取り組みと併せて、長期の育児休暇取得を可能とするために基金をつくり、特に男性の長期育休を認める企業にインセンティブを検討するお考えはありませんか。

○議 長 西山村長。

○村 長 斎藤要子議員の少子化対策及びスーパーベリッジ構想についてのご質問にお答えを申し上げます。

我が国におきまして、男女雇用機会均等法により女性の社会進出が進む一方で、子育て支援が十分ではないということから、仕事との両立に難しさがあり、子どもを産むという選択に影響している可能性のあることが指摘をされております。

このような状況の中、令和3年に育児介護休業法が改正をされました。改正資料の中には、斎藤議員が言われるように、夫の家事、育児時間が長いほど第2子以降の出生割合が高い傾向にあるということや、育児休業制度を利用しなかった理由の中には職場が育児休業制度を取得しづらい雰囲気だったから、または会社や上司、職場の育児休業取得への理解がなかったからということがありと指摘をされております。

法律では、この出生後8週間以内に4週間まで出生児育児休業の権利が保障される産後パパ育休や育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠、出産の申出をした労働者に対する個別の周知、意向確認の措置が義務づけられました。

一方、本村での取組といたしましては、安心して子育てができる環境整備のため、両親学級や出生時訪問、出産祝金の贈呈をはじめとする各種施策を推進しているところであります。

ご質問にあります、企業が男性への積極的な長期育休を推奨した場合に対する村としての支援、長期の育休取得を可能とするための企業向け基金についてであります。いわゆるインセンティブですが、男性が育児休業を取得しやすい雇用環境整備と代替する労働者の業務見直しなどが含まれた業務体制整備に対する助成金や育児休業の円滑な取得、職場復帰のために取組を行った事業主に対する助成金が国の制度としてあります。これらの制度の取組に対しまして、両立支援プランナー、ハローワークによる支援も整備されております。村としましては、まず事業主に制度の内容や改正育児休業法への理解をいただくよう取り組むとともに、被用者の方も国の制度を知ることによって育休の実践につながるような情報等周知に努めてまいりたいと考えております。

議員の言われる、企業が推奨することに対する支援、またその企業への支援のための基金については、これらの制度の普及状況、または関係機関の取組状況を鑑みながら、必要に応じて検討すべきと考えております。

次に、スーパーベリッジ構想におきまして助産師などが在宅で育児に関わるパパの相談に乗ったりリモートサポートする体制につきましては、妊娠期から出産、子育て、子どもの成長、発達を切れ目なくサポートする総合相談窓口として子育て世代包括支援センターがありますので、栄養士や助産師等が対応させていただきたいと思っております。リモートによ

る対応も可能となっております。

今後も少子化対策につながる必要な施策につきましては、ニーズを見据え、国の施策の動向も踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議 長 4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 お答えありがとうございます。大変前向きな気持ちが高まってまいりました。

様々な取組の可能性についてお伺いいたしました。ですが、実際のところは男性の育児休暇、長期にわたる育児への参画は、なかなかそれほど進んでいない実情というものもあるのではないのでしょうか。おっしゃるように、事業主に制度の内容や改正育児、介護休業法への理解を進めるならば、具体的に厚み、広がりのあるPR、認知促進の取組が必要ではないかと考えます。

被用者の方が申し出なければならない制度の仕組みが足かせであるということが指摘されている報告なども見ているところです。大企業ではない、小規模事業主の下での育休取得は迷惑かもしれないとの認識へと道が開いているのではないのでしょうか。厚生労働省が6月2日発表した2022年の人口動態統計によると、北海道で1人の女性が生涯に産む子どもの数を示す合計特殊出生率は1.12と、全国で3番目に低いとのこと。少子化に歯止めをかけた。では、具体的な例として、学術研究ですけれども、私の知っている限りでは2つの成功の例があります。子育ての後にフルタイムのスペックがしっかりしている公務員系の仕事に女性たちが再就職し、従事できる仕組みをつくった北欧型、主にフィンランドとか、あるいはもう一つは育児の負担を社会が担う仕組みづくりをしたフランス型で、こちらのほうは昔からあった子守に70年代に認可制度を加えて公的な子育てセンターを整え、加えて赤ちゃんがお母さんのおなかから出てきた直後から育児に関して男性に女性をほとんど同じレベルまで参画を促すような社会規範を1970年代から21世紀にかけて法制度と一緒に作り上げてきました。ちなみに、出生率でいきますと、フランスは2020年のデータですが1.83人、フィンランドですと2010年で1.89人というポイントがありまして、そのフィンランドが2019年は1.35まで数字が小さくなっております。この理由として上げられているのは、不安定な雇用のためという話が紹介されております。

大事なことは、子育て、子どもを育てることは女の人、女性が一人で担えることではなくて、大変な仕事であると認知が行き渡り、男性、そして何より社会がサポートすることではないかと思えます。子どもを産める年齢の女性が1人、そして2人目、3人目と子どもを育てることに意欲を持つ方向を探る必要があると考えます。日本における女性の生涯無子率、子どもが50歳代でいない、これ27%、4人に1人といったデータがあります。私もその一人なのですけれども、なかなかインパクトがあります。

少子高齢化の少子化部分に注目する方向模索の第一歩として、第一にお伝えしましたように東京都の例に倣い企業向け育休取得のインセンティブを検討してはどうかと考えまし

た。農業地区でもある更別では、農業デジタル化を筆頭として話題が提供できるようになりました。であるならば、男性の育児を行うこと、育児という言葉で東京都の例は紹介しておりますけれども、会社、事業主への啓発を行いながら、この育児を促し、ハローワークを軸にした所得補償などと加えて、基金をつくり、農業の現場からも親たちが離れる場合の補償を実現し、広い産業分野に携わる人たちの間での長期の育休取得を実現する方法を整え、基金を軸にしたイニシアチブを取ってイメージアップを図る地域のことは、ブランディングとしても意義があるのではないかと考えます。

加えて、彼らを支援する方策として大変アナログではありますが、子守を設けつつ、デジタルの力を借りて生活や社会の様々な場面に沿うような全面的なサポートをしてはどうかと考えました。スーパービレッジ構想の可能性を広げる見方をしたゆえんです。

その一方で、スーパービレッジ構想からは離れますが、公務員の中途採用などを通じてお辞めになった女性あるいは別の女性、外から来る女性、女性たちに選択肢を提供してはどうでしょうか。これまでに子育てのため、かなり役場かもしれないし、そのほかかもしれません。お仕事をお辞めになった女性はいらっしゃるのではないかと考えます。中途採用に加え、こうした辞められた女性たちに職場復帰の機会を提供して、同時に国が目標としている公務員、係長以上に占める女性比率のアップを図るような方向です。

ちなみに、今日話題出ました子連れパパ、ママに愛される村という点で最後に1つ付け加えます。最近遊具が取壊しになったどんぐり公園に言及するところです。再び遊具を設置するお考えはないでしょうか。子連れのご家族が農村公園とこちらをはしごして過ごす、1日村に訪れるという、しかもかなりの数の方がそのような形の実践をされたとお聞きしております。関係人口に注目する観点からも見逃せない施策と思われれます。

以上、男性に子育てに参画していただくこと、また支援のための子守を設ける施策及び公務員における女性比率アップすることについてなど、村長のご意見をお伺いしたいです。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 最後の斎藤要子議員さんの遊具との関係については、事前に知らされました、事前通告の質問事項になかったものですから、細かい資料等々については準備はしておりません。それで、本当に一般的な答えしか回答できないのですけれども、その辺はご了承いただけますでしょうか。

全般にわたっておりますので、第1回目の答弁もさせていただいたように、当初から子育て支援について、私も村長になったときからかなり力を入れて、お祝金とか、あるいは子ども・子育て支援法ができる前から保育料あるいは幼稚園の授業料、今は保育料と同じように言いますが、その軽減措置を取ってきました。また、給食も多子世帯、今回は給食費については全面無償ということでご承認いただきましたので、非常にありがたいなということを思っています。今、物価高騰でありますので、本当にたくさんの方を仕掛けたのですけれども、クーポン券も5,000円のクーポン券ということで再度、3回目に

なりますけれども、これを村民1人当たりに出しまして、そしてやっていくと。

これは、先ほどの安村議員さんの質問の中にもありましたけれども、水道代を7月から10月まで事業所関係、酪農とか営農関係、それと中小企業、事業所関係は全面4か月免除ということになるのですけれども、一般家庭まではなかなか、今回配慮できていないのが現状でありましたので、クーポン券等でそれをカバーしていくというようなことでありました。

ただ、子育て支援については、ネウボラということで、村も外国の一貫した、もう妊娠期から出産、そして就学に至る、そして高校に至るまで一貫した支援体制を取っていくということで、子育て応援課を設置して、その中で手厚いと言ったら自分で言うのもおかしいですけれども、まずは子育て支援をしっかりやって、経済負担の軽減もしていくということに取り組んでおります。

特殊出生率も、今1.6、公式にはそうなっていると思いますけれども、独自に何年前に調べたときは1.86ぐらいまでありました。一昨年は30人生まれて、そして去年は26人生まれているということで、比較的2人目、3人目、3人目から4人目ということで、本当に子育てに奮闘されている若い方々も多くなっているという状況で、ますますしっかりしなければいけないということでもあります。

この育児休業、男性の取得、これ期間見ると、大変厚労省の調査というのですか、改正についての背景の部分で、5日未満が一番多いというのは現実です。例えば男性が取るときに長く取れないというか。やっぱり取らなかった理由というのは、会社で育児休業制度が整備されていなかったり、知られてはいるのでしょうか、先ほど斎藤議員が言っていたPRされていないというか、そして自分から申し出るということがなかなかできていないというような状況があるというふうに書いていました。また、取得しづらい雰囲気だったというふうなことで、上司や育児休業取得への理解が足りなかったのだと。そして、一番大きいのは、やっぱり収入を減らしたくないというのがあるのです。これは、現実問題だと思いますし、子育てをしていくということについては大変な状況になります。もちろん男女雇用機会均等法とか、協働のやっていかなければいけないということですから、やっぱり男性も子育てにしっかりと関わっていかないといけないという責任はあると思います。ただ、社会的な状況の中でなかなかそういう状況が醸成し切れていないというのは、まだ現実だというふうに思っています。

そういった意味では、村としても企業さんに、あるいは村役場もそうですけれども、聞くところによりますと、役場での男性の育児休業は一件もないというふうに聞いておりますので、その辺もまず足元からということで、村の中でやっぱりそういう状況で取りたいのであればそういう環境もつくってあげる。それぞれ法整備とかいろんな部分はしていると思うのですけれども、そういうところも考えていかなければいけないのかなと思います。

東京では、本当にインセンティブですか、いろんなコースに分かれていて、奨励金が男性が取った場合とか、働くママコースで125万円、働くパパコースで最大300万円、パパと

ママ協力コースは100万円ということで、いろんなコースに分かれていて、その都度いろんなインセンティブといますか、それに対する奨励金を……。だから、比較的そういう部分では収入が減ったり、いろんな部分も含めてフォローされているのだというふうに思っています。本来的には、そういうことが望ましいというふうに思いますけれども、なかなか状況は一遍に変化するということはないと思います。

ただ、今、多様性が叫ばれている社会でありますし、子育てについては今仕掛けたことが本当に自分としては結果出るのは20年後、そんな感じであると思うのです。早く出ても5年か10年後ということでもありますので、今、そういう部分も含めてしっかり取り組まなければいけないのかなというようなことを思っています。

働く女性、本当にそれは当然だと思いますし、育児によって、子育てによって仕事を諦めるとか、そういうことがあってはならないというふうに考えておりますけれども、やっぱりそういう保育整備体制とか、全般含めてしっかり環境整備をしないと駄目だと思います。村としては、その辺は努力をしておりますけれども、スーパービレッジ構想の中でも、例えば、リモートで仕事をする人がいたり、あるいは、この場合だと相談事がリモートでできるとか、もし育児パパがいたらいろんな相談をしなければいけないというようなことで、そういうような連絡体制は取れるようにしておりますので、栄養士さんとか助産師さんとかいろんな方を配置しておりますので、その部分では体制は取っているつもりでありますけれども、そういう観点からもしっかり取り組んでいかなければならないと思います。

最後、遊具の整備ですけれども、これについては本当に今、ブランディングとか第二の道の駅とかいろんなことで考えております。いろいろと前段も指摘をされましたパークゴルフ場の問題とか、いろいろあります。観光の部分どうしていくのかということも重要な部分でありますし、そして子どもが今、たくさんの方が農村公園や来ていらっしゃるの、その部分を含めてそういう方たちも村内に来ていただけるような、ちょっと広がって、今、守備範囲でどこまで話せばいいのかというのがあれなのですけれども、焦点まとまっていませんけれども、そういう形で全般的に相互に支え合うということで、特に男性の育児休業についてはそういうような啓蒙活動とかPR活動、実際にそういうことができるような体制を村としても支援し、体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 4番、斎藤要子さん。

○4番斎藤要子議員 村長、大変力強いご答弁ありがとうございました。

特に男性の育休が5日未満が多いというところのご指摘と、それから会社で整備されていないPR不足、申し出にくい、取得しづらいに加えて、収入を減らしたくない、こういったことと関連づけながら、役場で現実問題として育休取っている人がほとんどないということの部分から取り組みたいとおっしゃっていただいたことは、私が村内でお聞きしたことに合致します。役場が何をしてくださる、何を始められるかということが一つの見本

になるのだと。それがいい状態では、なかなか取組は進まないよとお聞きした何人かの方々から伝えられておりますので、ぜひその方向でチャレンジの具体的な部分を進めていただければと思います。

取りあえず私のほうでは、今日は以上ここまでで質問について終わりにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議 長 西山村長。

○村 長 役場の職員ではないですけども、病院関係者で男性で取った方もいらっしゃいます。それは、家庭医療学センターとか、そっちのほうに雇用されている方ですけども、積極的に取ろうとしていらっしゃる方もいらっしゃいますので、決して皆無ということではないということをご理解いただきたいと思いますし、それについてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に基づき本村のひきこもり支援に関する課題解決について村長にお聞きいたします。

私は、4月に行われました統一地方選によりまして、村議会議員に初当選し、今回初めて議員として定例会に出席しております。そして、当選して以来、多くの村民の方々から私たちの思いを聞いてほしいとのお話をいただいております。私自身その対応に間違いが起こらないように、これからは村民の皆さんの声をしっかり受け止め、村政に反映させる取組をしてまいりたいと考えております。

今回の質問につきましても、私が村民の皆さんの下へ出向き、相談のあった案件を質問させていただきますので、村長の今の考え方、そして今後の対応についてご答弁をいただきたいというふうに思います。

全国的にひきこもりの状態が長期化する傾向が進んでおります。内閣府ホームページによりますと、平成30年度に実施された満40歳から満64歳までの者を対象とした生活状況に関する調査では、人口の1.45%に当たる61.3万人がひきこもり状態にあると推計されております。また、専業主婦や家事手伝いでひきこもり状態の者も存在すること。ひきこもり状態になってから7年以上の者が半数近くに及ぶこと、そして、初めてひきこもり状態になった年齢が全年齢層に関係なく分布していること。若い世代と異なり、退職したことをきっかけにひきこもり状態になった者が多いことも明らかになりました。ひきこもりは、どの年齢層にもどんな立場の者にも見られるものであり、どの年齢層からでも実に多様なきっかけでなり得るものであることが分かっております。本村においても、前述した統計から推計しますと、満40歳から満64歳までの人口1,018人、これは今年の4月30日現在の人口でありますけれども、これに対し15人弱の方がひきこもり状態にあると考えることができます。本人やその家族が望まない孤独や孤立があってはなりません。自らの意思で社会と関わる一歩を踏み出すための支援や、ためらうことなく、その歩みが進められるよう、

誤解や偏見のない地域社会を築くために、村はどのように関わっていくべきか、村長の考えをお聞きいたします。よろしく願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 荻原議員の本村のひきこもり支援に関する課題解決についてのご質問にお答えをいたします。

全国的にひきこもりの長期化傾向が課題となっていることから、内閣府においては平成30年に全国の市町村に居住する40歳から64歳までの方や、その同居者を対象に生活状況に関する調査を実施しております。その調査結果におきましては、1.45%がひきこもり状態であると推計されております。更別村に置き換えると、15人弱の方がそのような状態であると推定されます。

ひきこもりの定義であります。ひきこもりの評価・支援に関するガイドラインによりますと、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態を示す現象概念となっております。このガイドラインでは、ひきこもり状態にある全てが社会的支援や治療を必要としているわけではないとなっておりますが、一般的に支援を必要とする事例の多くは、ひきこもりが長期化して社会生活の再開が著しく困難になってしまったために、当事者や家族が大きな不安を抱えるようになった事例とされております。ひきこもりに限らず、何らかの支援が必要とされる方につきましては、村保健師による訪問や電話など、対象ケースに合わせて相談をお受けし、地域社会との交流や社会参加に向けた取組である日中活動支援事業、サッチャル館事業や社会福祉協議会で行っているH. E. A. R. T事業につなげたり、国保診療所、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民など、関係機関と連携して対象ケースに合った支援を行ってきておりますが、困り事や心配事など支援の希望されるときにどこに相談していいのかわからないという方もいらっしゃると思われま。身近な関係機関などへ気軽に相談できるよう、ふだんから住民に向けて広く周知しておくことが必要となります。

しかしながら、国の調査による推計では、様々な健康課題など村の現状や実態、ひきこもりの状態にある方の推計値やその期間、きっかけ等について把握することはできず、ひきこもりの長期化を防ぐための適切な支援につながらないことが課題となっております。そのために、ひきこもりに限らず、これからの保健福祉活動の基礎データを得るためにも、村民を対象とした生活条件に関する調査の実施を検討しなければならない時期に来ていると考えております。ひきこもりの支援は、当事者とその周辺の状況など、全体的なことに基づいて支援を進めるべきであり、第一段階である家族支援から開始して、順を追って当事者が中心への支援と進め、保健、福祉、医療など複数の専門的機関による多面的な地域連携ネットワークによる継続的な支援が必要となります。本人やその家族が望まない孤独や孤立とならないよう、地域コミュニティで人と人のつながりを重視した体制をより充実させ、各関係機関とより一層連携した保健福祉活動を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。

村も本当に一生懸命やっているのだなというふうに思います。

ひきこもり状態にある人については、家族でそれでもいいのだということで考えている方もいるというようなこととお聞きをしております。しかしながら、それを見かねた元同級生の方が相談窓口を探して、そして訪れることもあるということ聞いております。

初めの質問でもお話ししたように、ひきこもりとされる方の状況や背景については、実に多様なものがあります。行政でも現状の把握は非常に難しいものというふうに考えます。しかしながら、実際に本村においてもひきこもり状態にある方は存在しております。その方が一人になったとき、それを不安に思う人の対応は、これから真剣に考えていかなければならないと思います。帯広市や音更町におきましては、ひきこもりに対し気軽に相談できる相談窓口を設置し、チラシなどにより明確な周知を行い、本人や家族に対し相談から始まる支援を進めております。

また、全国的にも神奈川県大和市では、ひきこもりにある人をこもりびとと称し、市民の理解を得るとともに、一人一人の状況や本人とその家族との気持ちに寄り添って、関係機関と協力しながら将来にわたり必要な支援を行っていくための条例を制定し、支援する体制を明確に示しているところもございます。

いつ、どこでひきこもり状態になるか分からない状況の中で、もしそのような環境になった場合、先ほどもご回答いただきましたけれども、村民の方が気軽に相談できる窓口を明確に示していくことが重要と考えますが、再度、村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、荻原議員のお話、とっても重要なことであると思っています。

まず、村として、なかなか実態つかみにくいのですが、これは手をこまねいている場合ではなくて、これは本当に最初の答弁でお答えしましたけれども、生活状況に関する調査の実施を検討しなければならないというふうに思っています。サッチャル館とかH. E. A. R. T事業とかいろんなことがあります。スーパービレッジ構想においては、コミュニティナースとの連携事業として、ひとり暮らしの高齢者等訪問活動、安否確認、生活状況の把握、今年度、災害避難行動要支援者名簿を基に110名程度の訪問を実施して、そしてそれをいろいろと診療所とか相談関係のところにつなぐというようなことを進めていきたいというふうに思っていますし、生活実態調査、40歳から64歳、平成30年の国事業を参考にアンケート調査、分析、報告書作成までをコミュニティナースカンパニーに依頼をして、それについての調査をしたいというふうに思っています。

また、本当に先ほど言いましたように、状況が分からないと、今、議員さんおっしゃったように、私も村長になってから、たまたま別件でおうちを訪れて、在宅で表彰式をしたときに、そこにお一人でいらっしゃる方があって、これはなかなか把握できていなかった。

近所の人は分かっていたのですけれども、実態としてつかみ切れていないというところがあって非常に反省をして、おじいちゃんだったのですけれども、「俺がいなくなったとき頼むな、村長」と言っていたのですけれども、やっぱり、今、おっしゃった、その方たちが1人になったときに相談することもない、誰が手を差し伸べることもできない、自らもそういうふうな社会活動ができないということになれば、これは大変不幸なことだと思いますので、その部分はしっかり、まず現状把握をして、そしてその部分で、とつても大事なことは相談できる窓口とか、そういうものをきちんと確立して、今でもありますけれども、もうちょっとPRしたり広報したりして、そして困った場合についてはそういうところに相談をしてください、あるいは民生委員さんとか、いろんな社会福祉協議会の方、ケアマネさんとか保健師さんいますから、その部分でしっかりつなげるようにしていきたいと思います。

また、問題が起こった場合については、関係の職員集めてケース会議をして、どうしていくかということはやっぱり課を超えて実際にやっていかなければいけないというふうに思いますし、その部分は本当に重要な問題だと思っていますので、しっかり取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。

非常に問題意識を持たれて考えていらっしゃるということで、分かりました。ありがとうございます。

最後の質問になりますけれども、ひきこもりについては特別なことではなくて、誰かから責められることでもありません。誰にでもひきこもらざるを得ない理由があるということでもあります。このままでいいのだろうか、そして自分の居場所ってどこにあるのだろうか、対人関係で苦手で一步が踏み出せない、人と会う自信がない、そんなふうに悩んだり考えたりすると、どうしても一人で抱えやすくなってしまったり、誰に、どんなふうに話していいのかわ不安になってしまいます。そんなとき、相談者のペースで大切に耳を傾け、これからのことを一緒に考えるお手伝いができる体制は非常に重要なことというふうに考えております。家族には相談できなくても、訪問員には相談できるといったお話も聞くことがあります。社会に出ることへの不安や、そして生活リズムが安定しないことを取り除くために、村の支援体制の確立を求めたいと思いますが、改めて村長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議 長 西山村長。

○村 長 おっしゃるとおりでありまして、ひきこもり等々のする起因はいろいろあると思います。大切なのは、いかにしてそこに手が届くかということでもありますので、地域ネットワークによる支援とか家族への支援とか、あるいは直接当事者に対する支援、あるいは訪問支援、アウトリーチから責めていくというような部分はありますけれども、段階

を置いて現状に合わせてしっかりとそういう方が本当に寂しい思いをして、つらい思いをして過ごすことがないように、村としてもしっかりと手を差し伸べるといふか、しっかり関係者と連携しながら取り組んでまいる所存であります。

以上であります。

○6番荻原議員 どうもありがとうございました。

これからの対応をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議 長 これをもって一般質問を終了いたします。

◎散会の宣告

○議 長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(午後 2時08分散会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 5年 6月 8日

更別村議会議長

同 議員

同 議員